

○財務省告示第三百号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年九月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

三 法律及びその 十四号）第四条第一項並びに特

四 法律及びその 別会計に関する法律（平成十九

五 法律第二十三号）第四十六条

六 第一項及び第四十七条第一項

七 社債、株式等の振替に関する法

八 律（平成十三年法律第七十五号）

九 以下「振替法」という。）の規定

十 の適用を受けるものとし、その

十一 振替機関は日本銀行とする。

十二 価格を競争に付して行われる入

十三 札（以下「価格競争入札」とい

十四 う。）による発行（以下「価格競

十五 争入札発行」という。）は、価格競

十六 争入札と同時に行われる入札で

十七 あつて、財務大臣が各国債市場

十八 特別参加者ごとに応募限度額を

十九 定めるものによる発行（以下「国

二十 債市場特別参加者・第I非価格

二十一 競争入札発行」という。）及び価

二十二 格競争入札の募入の決定をした

二十三 後に行われる入札であつて、財

二十四 務大臣が各国債市場特別参加者

四 発行方法

三 振替法の適

用等

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ロ

特 国
別 債
第 参 市
加 場

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申 込 募 限 度 債 額 募 額 を 割 り 当 て る 。 各 申 込

発 行 一 と い う 。
別 参 加 者 第 Ⅱ 非 格 競 争 入 札
に よ る 発 行 一 以 下 国 債 市 場 特
ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争

額 面 金 財 政 法 第 一 千 二 百 五 十 三 億 円
う ち 基 づ き 発 行 第 一 千 二 百 五 十 三 億 円
定 め る 基 づ き 発 行 第 一 千 二 百 五 十 三 億 円
つ づ いて 基 づ き 発 行 第 一 千 二 百 五 十 三 億 円
五 億 九 千 三 百 七 十 万 円 特 別
会 計 関 連 す る 基 づ き 第 四 十 六 条 第 一 項
一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 第 一 千 二 百 五 十 三 億 円
付 債 規 定 に 基 づ き 第 四 十 六 条 第 一 項
七 百 四 十 二 億 二 千 七 百 七 十 万 円
円 法 第 百 一 十 五 万 円
定 め る 基 づ き 発 行 第 一 千 二 百 五 十 三 億 円
つ づ いて 基 づ き 発 行 第 一 千 二 百 五 十 三 億 円

元償償
利還還
金金期
支額限

後第
の二期
利子以

日本銀行
額成五十八年九月二十日
額金五十元につき百円

平利子を支払う。
るて、その日以前六月間に属す
い、を、各支払期にお
日、を、各支払期にお
毎三年三月二十日及び九月二十

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

規下は期た期平年
定、、が金と成○
す、次、その銀額し、二・五
る、号、の、行を、十九パー
期、及、翌、業、を、の、年、セ
日、第、業、日、に、支、算、式、三、月、二、十、日、を、支
つ、十、日、に、支、算、式、に、よ、り、算、出、し、
い、十五、号、に、お、い、て、
て、同、じ、。

初利入
期札格
利発競
子率行

争非者特
及入価・別
び札格第
国発競II
特者加

口イ一
入価発
札格行
市発競
場行争
加場行
場行争
格日

十額十額
八面錢以
錢金上額
額百の百
百円そ円
円につ
につ
つき
九の
十九
十九
円募
円価
九格

平成二
成二
十八
年九
月二
十日

す。
る。

十 十
九 八

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加

平 財
成 務
二 大
十 臣
八 か
年 ら
九 通
月 知
二 を
十 受
日 け
た
者